

残存要件に対する水密戸の明確化に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編, N 編及び S 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

損傷時復原性の残存要件について, SOLAS 条約ではヒンジ式水密戸に関する要件が明確に規定されているが, LL 条約, MARPOL 条約, 液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則 (IGC コード) 及び危険化学薬品のばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則 (IBC コード) では, 当該要件が規定されていないとして, IMO 第 101 回海上安全委員会 (MSC101) において審議が行われた。

IMO での審議を経て, MSC104 において, LL 条約の改正が MSC.491(104)として, IGC コードの改正が MSC.492(104)として, IMO 第 78 回海洋環境保護委員会 (MEPC78) において, MARPOL 条約の改正が MEPC.343(78)として, MSC106 において, IBC コードの改正が MSC.526(106)として採択された。

上記の LL 条約, MARPOL 条約, IGC コード及び IBC コードの改正では, SOLAS 条約と整合性を保つために, 損傷時復原性の残存要件で除外される開口に, 航海中は通常閉鎖されているヒンジ戸及び航海中は必ず閉鎖されているヒンジ戸が追加されている。

今般, 決議 MSC.491(104), 決議 MSC.492(104), 決議 MEPC.343(78)及び決議 MSC.526(106)に基づき, 関連規定を改める。

改正内容

航海中は通常閉鎖されているヒンジ水密戸及び航海中は必ず閉鎖されているヒンジ式水密戸が, 損傷時復原性の残存要件において考慮すべき開口から除外される旨を明記する。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

C 編 船体構造及び船体艤装

2-2 編 ボックス型ばら積貨物船

附属書 1.1 SOLAS 条約第 XII 章におけるばら積貨物船の追加要件

An2. 損傷時復原性

An2.1 残存要件

An2.1.1

-2.(1)を次のように改める。

- 2. 浸水後の最終平衡状態において、次の規定を満足しなければならない。
- (1) 沈下量、横傾斜及び縦傾斜を考慮した水線が、浸水沈下を進行させる可能性のあるいかなる開口の下縁より下方になければならない。これらの開口には、空気管、通風筒並びに風雨密戸又はハッチカバーにより閉鎖される開口を含める。ただし、マンホール・カバー及び水平甲板口の装置により閉鎖される開口、水密ハッチカバー、遠隔操作できる水密滑り戸、単一動作又はこれと同等の動作で締付操作ができ、船橋及び当該戸のすべての操作場所において開閉状態が確認できる表示装置が備えられている航海中に通常は閉鎖されているヒンジ式水密戸、航海中は必ず閉鎖されているヒンジ式水密戸並びに固定式舷窓は除外して差し支えない。

((2)から(4)は省略)

N 編 液化ガスばら積船

2 章 船舶の残存能力及び貨物タンクの位置

2.7 残存要件（IGC コード 2.7）

2.7.1 残存要件*

-2.(1)を次のように改める。

-2. (IGC コード 2.7.1)

浸水のすべての段階において，次の規定が満足されなければならない。

- (1) 沈下，横傾斜及び縦傾斜を考慮した水線は，浸水が進行するか又は下方への浸水が生じる可能性のあるいかなる開口の下縁よりも下方になければならない。これらの開口には，空気管及び風雨密戸又はハッチカバーにより閉鎖される開口を含めなければならないが，水密マンホール蓋及び水密平甲板口，甲板の保全性を十分保持することが出来る貨物タンク用の小さな水密倉口蓋，遠隔操作の水密滑り戸，単一動作又はこれと同等の動作で締付操作ができ，船橋及び当該戸のすべての操作場所において開閉状態が確認できる表示装置が備えられている航海中に通常は閉鎖されているヒンジ式水密戸，航海中は必ず閉鎖されているヒンジ式水密戸並びに固定式舷窓により閉鎖される開口は，除外して差し支えない。

((2)及び(3)は省略)

S 編 危険化学品ばら積船

2 章 船舶の残存能力及び貨物タンクの配置

2.9 残存要件（IBC コード 2.9）

2.9.2 浸水のすべての段階における残存基準*

(1)を次のように改める。

浸水のすべての段階においては次の(1)から(3)による。

- (1) 沈下，横傾斜及び縦傾斜を考慮した水線は，浸水が進行するか又は下方への浸水が生じる可能性があるいかなる開口の下縁よりも下方になければならない。これらの開口には，空気管及び風雨密戸又はハッチカバーにより閉鎖される開口を含めなければならないが，水密マンホール蓋及び水密平甲板口蓋，甲板の保全性を十分保持することができる貨物タンク用の小さな水密倉口蓋，遠隔操作の水密滑り戸，単一動作又はこれと同等の動作で締付操作ができ，船橋及び当該戸のすべての操作場所において開閉状態が確認できる表示装置が備えられている航海中に通常は閉鎖されているヒンジ式水密戸，航海中は必ず閉鎖されているヒンジ式水密戸並びに固定式舷窓により閉鎖される開口は除外して差し支えない。

((2)及び(3)は省略)

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

3 章 ばら積みの油による海洋汚染防止のための構造及び設備

3.2 船体構造

3.2.2 区画及び復原性（附属書 I 第 27 規則及び第 28 規則関連）*

-3.(1)を次のように改める。

-3. 油タンカーは、次の(1)から(5)の要件に適合する場合は、損傷時復原性基準を満足するものとみなす。

- (1) 船体の沈下、横傾斜及びトリムを考慮した浸水の最終段階における喫水線は、新たな浸水を生ずるおそれのある開口の下縁よりも下方になければならない。この開口には、空気管及び風雨密の戸又はハッチカバーにより閉じられる開口を含むものとする。ただし、水密マンホールカバー、水密平甲板口、甲板の高度の保全性を維持する貨物タンクの小型水密ハッチカバー及び遠隔操作水密滑り戸により閉じられる開口、単一動作又はこれと同等の動作で締付操作ができ、船橋及び当該戸のすべての操作場所において開閉状態が確認できる表示装置が備えられている航海中に通常は閉鎖されているヒンジ式水密戸、航海中は必ず閉鎖されているヒンジ式水密戸並びに開けることができない型の舷窓は除くことができる。

((2)から(5)は省略)

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 検 査

2 章 登 録 検 査

2.1 製造中登録検査

2.1.3 構造及び設備の検査

-2.(7)を次のように改める。

-2. 油タンカーのばら積みの油による海洋汚染防止のための設備に対する検査の具体的な実施方法は、次の(1)から(8)に定めるとおりとする。

((1)から(6)は省略)

- (7) 規則 3 編 3.2.2-3.(1)で規定する最終段階の喫水線以下に位置することが認められた水密マンホールカバー、水密平甲板口部、貨物タンクの小型水密ハッチカバー、遠隔操作水密滑り戸により閉じられる開口部、単一動作又はこれと同等の動作で締付操作ができ、船橋及び当該戸のすべての操作場所において開閉状態が確認できる表示装置が備えられている航海中に通常は閉鎖されているヒンジ式水密戸、航海中は必ず閉鎖されているヒンジ式水密戸及び開けることができない舷窓等の水密性の確認を行う。水密性の確認は、ボルトの数、パッキンの状態等が満足であればよい。疑義を生じた場合には、水圧試験を行う。